北秋田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

制定　令和８年12月１日　告示第142号

（趣旨）

第１条　この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第１項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　支援法人の指定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　定款

（２）　登記事項証明書

（３）　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（４）　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

（５）　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

（６）　これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

（７）　法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置を記載したもの）

（８）　市税の滞納がないことを証明する書類

（９）　前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し市長が必要と認める書類

（支援法人の指定）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第１項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

（１）　申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人であること。

（２）　第９条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者でないこと。

（３）　申請者及びその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

イ　未成年者

ウ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

オ　心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

（４）　申請者が支援法人として行おうとする業務が、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。

（５）　申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

（６）　申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

２　前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して５か年度とする。

３　市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定（更新）書（様式第２号）により、指定をしない場合は、空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（事業者との連携）

第４条　支援法人は、その業務の履行に当たりリフォーム工事又は解体工事を施工する建設事業者、空家等の販売を行う不動産事業者等の第三者と連携する場合にあっては、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人（以下「連携事業者」という。）を優先して連携しなければならない。ただし、空家等の所有者、相続人その他空家等の管理又は運用を行おうとする者（以下「所有者等」という。）が連携事業者との連携を希望しない特別の事情がある場合においては、この限りでない。

（名称等の変更）

第５条　法第23条第３項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第４号）により行うものとする。

２　支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第６条　支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第６号）により市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第１項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第７条　支援法人は、毎年４月末日までに、その事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の計画書のほか必要があると認めるときは、追加の提出を求めることができる。

３　支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第８条　市長は、法第25条第２項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第９条　市長は、支援法人が法第25条第２項の規定による命令に違反したときのほか、第３条第１項第１号、第３号若しくは第４号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同条の規定による指定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第７号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、令和８年12月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

年　月　日

（宛先）北秋田市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第１項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

１　定款

２　登記事項証明書

３　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

４　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

５　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

６　これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

７　法第24条各号に規定する業務に関する計画書

８　市税の滞納がないことを証明する書類

９　前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し市長が必要と認める書類

様式第２号（第３条関係）

空家等管理活用支援法人指定（更新）書

年　月　日

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名　様

北秋田市長

　年　月　日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第１項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

記

１　法人の名称又は商号：

２　法人の住所：

３　事務所又は営業所の所在地：

４　業務内容：

５　指定の期間：

６　指定に当たっての要件その他の事項：

様式第３号（第３条関係）

年　月　日

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名　様

北秋田市長

空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

年 月 日付の申請については、下記の理由により指定（更新）しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

（注）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、実施機関に対して行政不服審査法により審査請求をすることができます。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、北秋田市を被告として（実施機関の長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　この処分について１の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

様式第４号（第５条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

（宛先）北秋田市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第３項の規定により届け出ます。

変更予定年月日　年　月　日

変更する事項　□法人の名称又は商号

□法人の住所

□法人の事務所又は営業所の所在地

変更の内容

変更前

変更後

変更の理由

様式第５号（第５条関係）

業務変更届出書

年　月　日

（宛先）北秋田市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

北秋田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第５条第２項の規定により届け出ます。

変更予定年月日　年　月　日

変更の内容

変更前

変更後

変更の理由

様式第６号（第６条関係）

業務廃止届出書

年　月　日

（宛先）北秋田市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、北秋田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第６条第１項の規定により届け出ます。

廃止年月日　年　月　日

廃止の理由

様式第７号（第９条関係）

指定取消書

年　月　日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名　様

北秋田市長

北秋田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第９条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日　年　月　日

指定取消しの理由